

第3四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	船舶動静情報信号施設機器保守点検業務及び障害修繕委託 長期継続(概算契約)	機械設備等保守点検	ミナモト通信株式会社関西支社	4,194,300	R7.10.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和7年度大阪湾クルーズ貸切船運航(その1)	その他	株式会社商船三井さんふらわあ	2,650,000	R7.11.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
3	C6・7—2号機多目的クレーン点検整備業務委託	施設保守点検整備	JFEプラントエンジ株式会社	1,078,000	R7.12.23	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-

隨意契約理由書

1

1 業務名称

船舶動静情報信号施設機器保守点検業務及び障害修繕委託 長期継続（概算契約）

2 契約相手方

ミナモト通信株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、大阪港大閘門及び南港閘門等に設置している船舶動静情報信号施設における各装置の定期的な保守点検及び障害発生時の修理を行うものである。

船舶動静情報信号施設とは、海上交通において船舶の運航を示す信号灯器の役割を果たすものであり、航路標識法における船舶通航信号所に該当している。航路標識法第3条では、「海上保安庁長官により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない」と定められており、当信号施設は、本市が適切な運用、管理を行わなければならない。

当信号施設に障害が発生した場合は、船舶の事故が起こる可能性が高まり非常に危険となる。また、故障等が発生した場合には箇所の特定や原因究明が必要であり、緊急性も求められるため、迅速かつ確実な復旧作業及び定期的な保守点検が必要である。

上記業者は、当信号施設の製造業者であるコイト電工株式会社より保守点検業務を移管されており、当信号施設の製造業者固有のシステムについて理解している。また、上記業者以外に代理店契約による保守点検業者が存在しないことから、本業務を確実かつ適切に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

以上のことから、夢洲において本市の依頼を適正に遂行することができる唯一の団体であるため、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署：大阪港湾局 施設管理部 海務課（海務）

1 案件名称

令和7年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その1）

2 契約相手方

株式会社商船三井さんふらわあ

3 隨意契約理由

本案件は、大阪港及び堺泉北港に親しみ、フェリーの魅力を知っていただく機会作りと内航フェリーの利用促進を目的に、大阪府下の港を発着する内航フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を府市共同事業として各港で1回ずつ実施するものである。

実施については、より多くの方々にフェリーの魅力を知り、大阪府下で運航するフェリーの利用につなげるため、大阪府下にある内航フェリーが使用する3ヶ所のフェリーターミナル（さんふらわあターミナル（大阪）、大阪南港フェリーターミナル、及び泉大津フェリーターミナル）のうち本市の実施にあたっては大阪港内のフェリーターミナル（さんふらわあターミナル（大阪）、大阪南港フェリーターミナル）を使用することとしている。

本事業の実施にあたっては、現時点において受注可能業者が3者であり、3者とも大阪市の入札参加資格を取得しておらず、登録の意向を確認したところ、1者しか登録の意向がないため、一般競争入札による業者選定は適さないと考えられる。

そのため、従来から機会均等の観点より3者で順番に実施することとしているが、うち1者についてはかねてより履行を辞退されているため、2者により交互に実施している状況である。

本年度の実施にあたっても1者からは辞退の申し出があつたため、引き続き交互に実施することとし、本年度は（株）商船三井さんふらわあと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部事業戦略課

1 案件名称

C6・7—2号機多目的クレーン点検整備業務委託

2 契約の相手方

JFEプラントエンジ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、南港C6・7地区構内のガントリークレーン2号機について、頻発している故障によるクレーンの稼働停止の原因を究明するため、点検整備業務を行うものである。

多目的クレーンは、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づいて点検する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、製造者が発注者の仕様をもとに部材や装置等を個々に設計・製作したため、製造者でなければ部材や装置等の構造、仕様、相関関係が分からず、製造者以外の業者が整備等を実施する場合、クレーン本体構造及び各装置に悪影響を及ぼす恐れがある。

上記業者は当該クレーンを製造した業者であり、上記業者のみがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確に行うことができるため、本点検整備業務を実施できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(埠頭)